



<p>ついて審査結果公表の前後を問わず外部に漏らしてはならない。構成員として取得した情報は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する。</p> <p>(6) その他 その他、選定に当たっての審査手順などPMの選定に関する詳細な事項は、内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）が定める。</p> <p>3. ～5. 略</p> <p>6. その他 推進会議は、研究開発終了から一定期間経過後に追跡評価を実施するなど、本プログラム全体の成果をフォローアップする。フォローアップに関する詳細な事項は、内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）が定める。</p> <p>II.、III. 略</p>	<p>ることができた個人情報及び審査内容に係る情報について審査結果公表の前後を問わず外部に漏らしてはならない。構成員として取得した情報は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する。</p> <p><u>(5) その他</u> 同左</p> <p>3. ～5. 同左</p> <p><u>6. 利害関係者の排除</u> <u>構成員は、推進会議及び有識者会議の審議・検討対象となる案件のPM又はPM応募者が利害関係者に該当するか否かを確認した上で、該当する場合にはその旨事務局に申し出るとともに、当該PM又はPM応募者に関する事項の審議・検討には参画しない。なお、利害関係者の範囲については、内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）が定める。</u></p> <p><u>7. その他</u> 同左</p> <p>II.、III. 同左</p>
--	---

※ 下線部が改定部分